

東京医療保健大学特任教授の称号付与規程

(趣旨)

第1条 この規程は東京医療保健大学（以下「本学」という。）における特任教授称号の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号の付与対象者)

第2条 特任教授の称号は、本学、専任教員以外で、特に優れた研究業績または学識経験を有する者であって、本学の発展に貢献すると認められる者に対してこれを付与することができる。

(選考)

第3条 特任教授の選考は、大学経営会議が行う。

(選考基準)

第4条 特任教授にあつては、東京医療保健大学教員選考規程第6条に基づく教授と同等以上の資格があると認められる者とする。

(称号付与の期間)

第5条 特任教授を委嘱する期間は1年以内とし、更新を妨げないものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月16日から施行する。